

令和5年度省令改正

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の
人員、設備及び運営に関する基準」等の改正
について

令和5年3月

沖縄県障害福祉課 事業指導支援班

省令改正の概要

1 安全計画の策定等について

障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、事業所外での活動を含めた安全に関する指導、従業者への研修・訓練等についての計画を策定、周知等を行い、必要な研修及び訓練を定期的実施。

※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務。



2 自動車を運行する場合の所在の確認等について

① 障害児の通所等のために自動車を運行する場合、障害児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認。

② 送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いて、降車時の所在確認。

※②については、経過措置により、令和6年3月31日までは、安全装置の装備が困難な場合は代替措置で可。



3 インクルーシブ保育への対応について

保育所及び児童発達支援事業所の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の共用を可能とする。



- ① 安全計画の策定等について
- ② 自動車を運行する場合の所在の確認等について
- ③ インクルーシブ保育への対応について

改正内容

- 令和3年7月に福岡県中間市の保育所で、送迎用バスに置き去りにされた園児が亡くなるという事案が発生したことを受け、国は基準省令を改正し、令和5年4月より、事業所において、安全計画の策定を義務付けることとした。
- 事業所は、障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、施設外での活動を含めた安全に関する指導、従業者への研修・訓練等についての計画を策定、周知等を行い、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務とされている。

- ① 安全計画の策定等について
- ② 自動車を運行する場合の所在の確認等について
- ③ インクルーシブ保育への対応について

改正内容

- 令和3年7月に福岡県中間市の保育所での事案に続き、令和4年9月にも静岡県牧之原市の認定こども園でも、送迎用バスに置き去りにされた園児が亡くなる事案が発生したことを受け、国は関係府省会議を開催し、「こどものバス送迎・安全安心徹底プラン」が10月にとりまとめられた。
- 同プランに基づき、基準省令を改正し、令和5年4月より、以下2点を義務付けることとした。

- ① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法より園児の所在を確認すること。
- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

※①は通所・入所とも対象。②は通所のみ対象。

※①の所在確認は、送迎用車両の運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象。

経過措置について

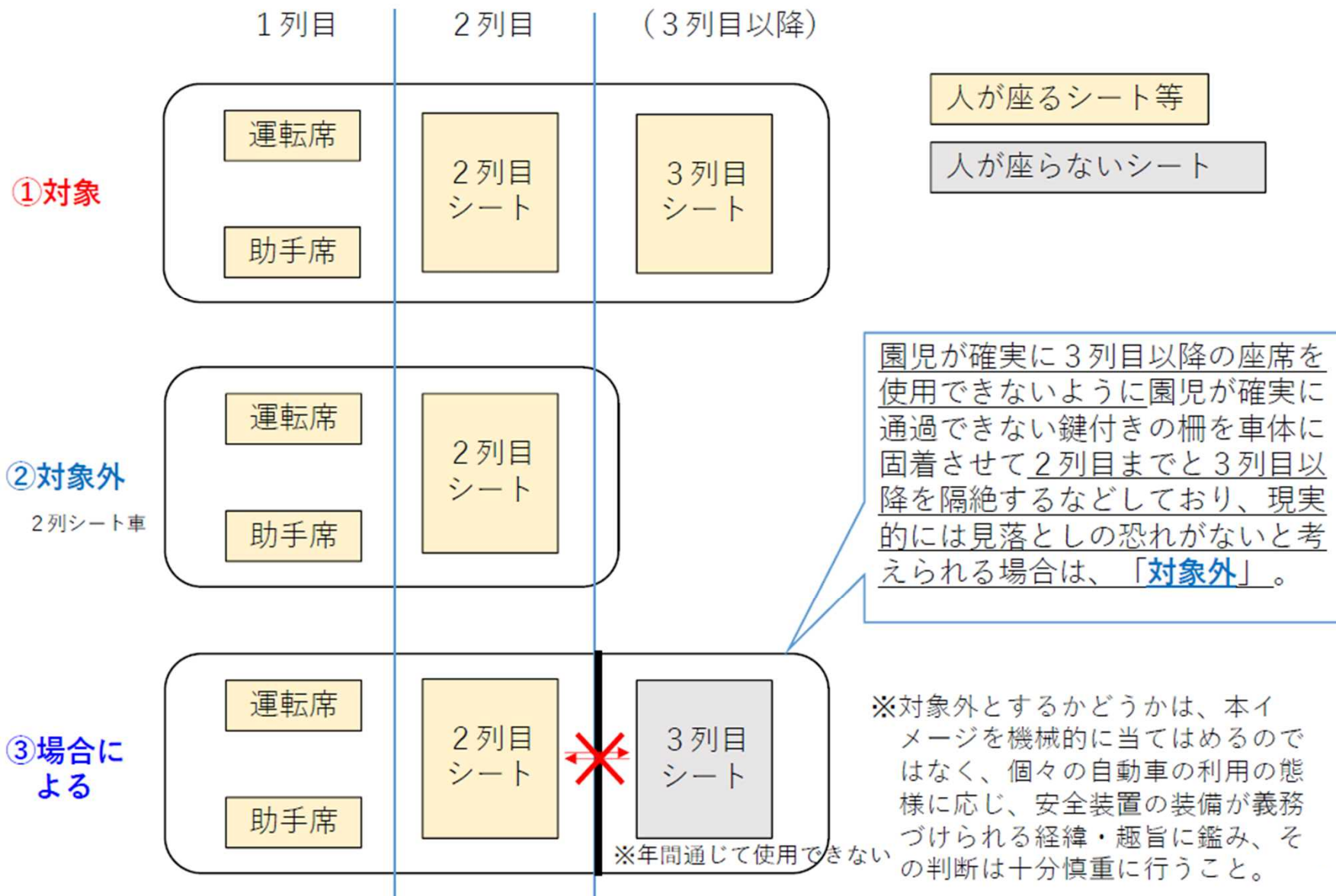
- 安全装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月末までの間、車内の園児の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えない。

- 代替措置として、例えば、安全装置の装備がなされるまでの間、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための措置を講ずること。

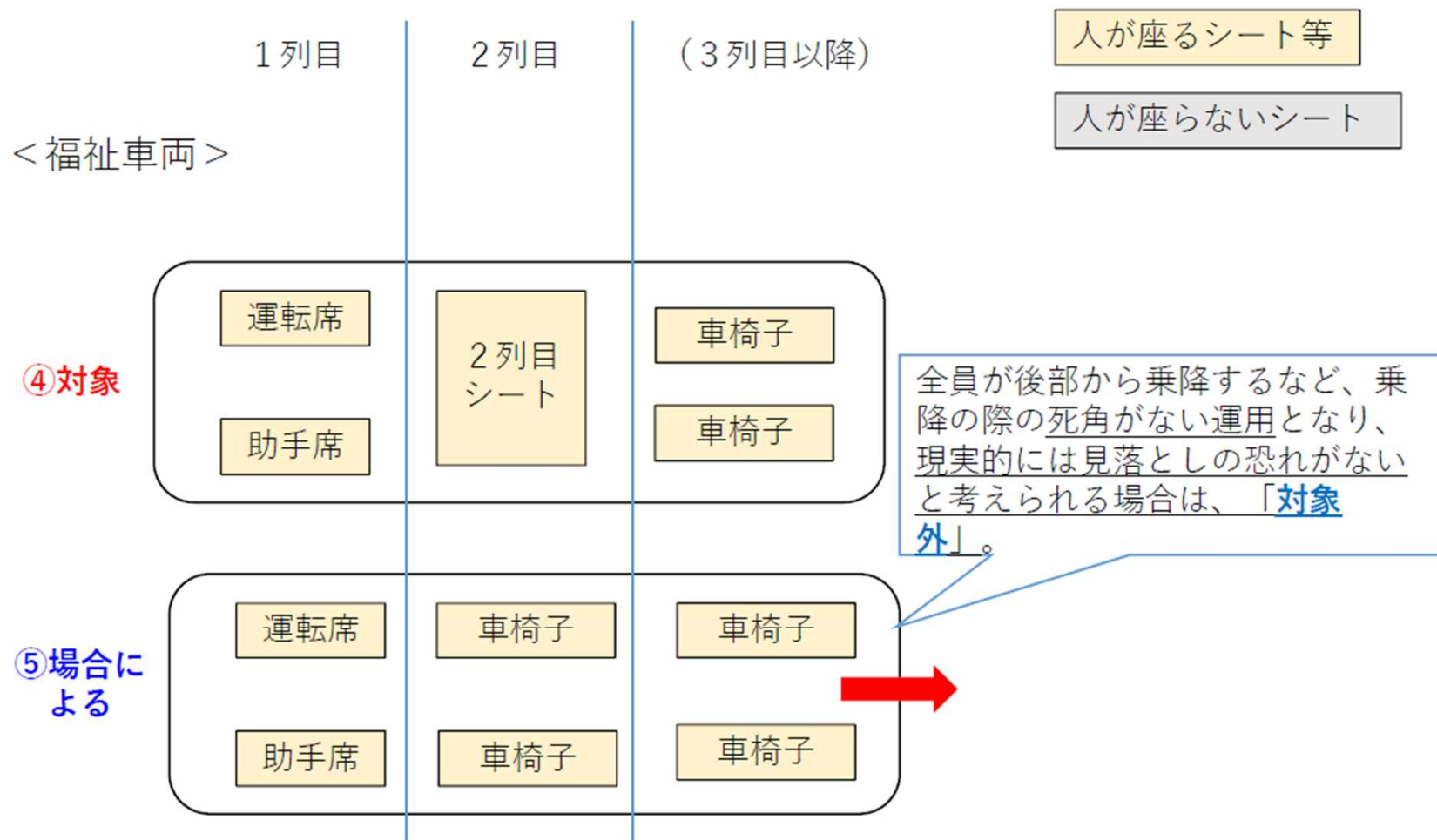
- 一方で、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和5年6月末までに導入するよう努めること。

安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車①

通園を目的とした自動車のうち、座席が3列以上の自動車が、原則として安全装置の装備義務付けの対象となる。



安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

安全装置の仕様に関するガイドライン①

- 安全装置は、国が12月に策定したガイドラインに適合する必要がある、国が適合する製品リストを公表している。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて（内閣府HP）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

○安全装置のリストについて

各メーカーからの申請に基づき、ガイドラインへの適合が確認された製品を掲載しています。

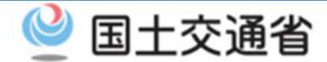
【令和5年3月7日時点】

認定番号	掲載日	製造メーカー名	装置名	装置の方式
A-001	令和5年1月27日	株式会社アルネット	AZ326C	降車時確認式
A-002	令和5年1月27日	株式会社アルネット	AZ426C	降車時確認式
C-001	令和5年1月27日	株式会社コアテックシステム	ココール(12V車用)(SBP005)	併用式
C-002	令和5年1月27日	加藤電機株式会社	ホーネット(BS700S)	併用式
C-003	令和5年1月27日	加藤電機株式会社	ホーネット(BS700M)	併用式

- 安全装置の装備はあくまでヒューマンエラーを補完するものであり、児童の車内への置き去りが生じないように、ソフト・ハード両面から事故を防止していくことが必要。

安全装置の仕様に関するガイドライン②

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置



- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

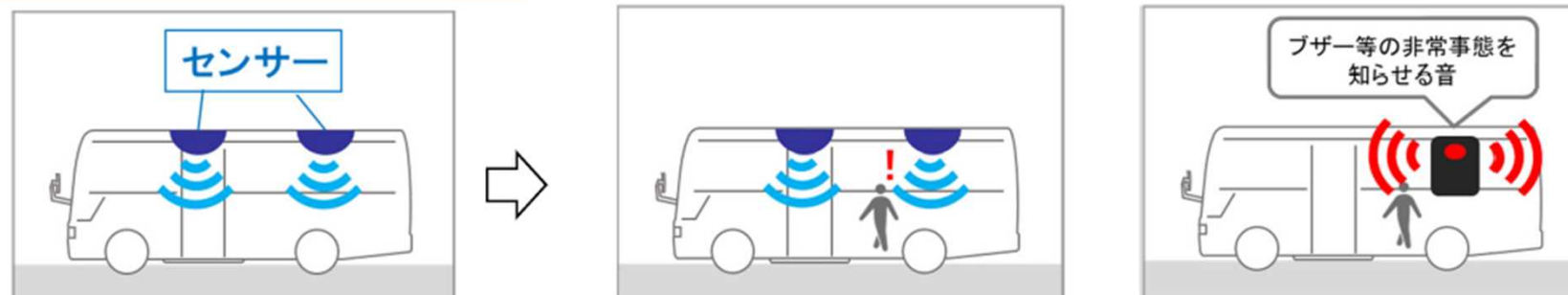


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**

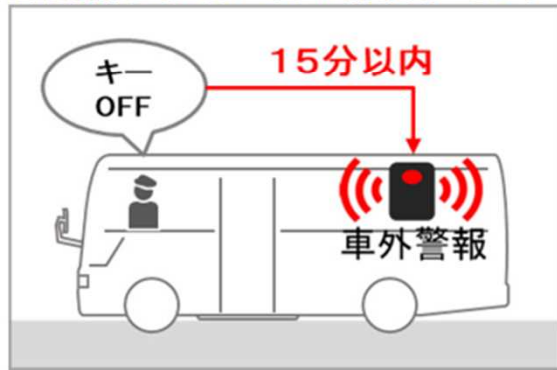
置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

安全装置の仕様に関するガイドライン③

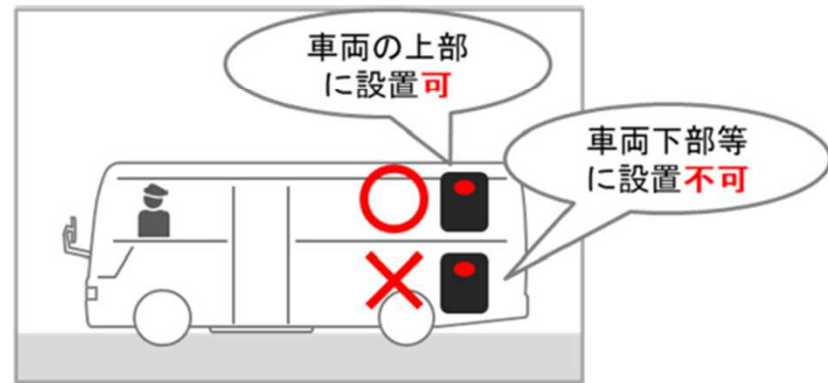
ガイドラインにおいて規定された主要要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

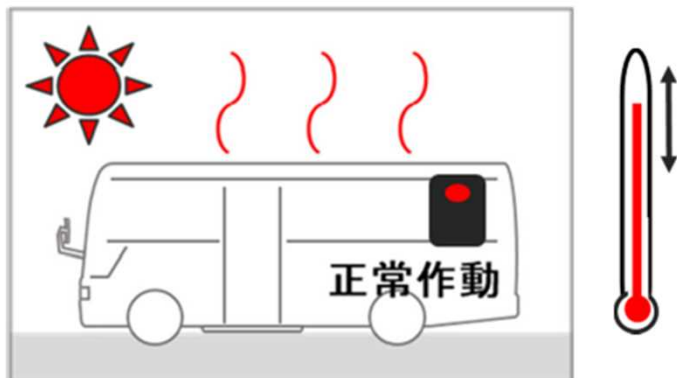
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

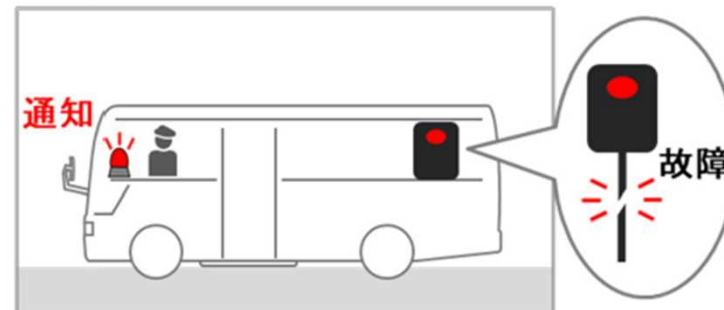


- ③ 十分な耐久性を有すること
例) -30~65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



補助事業（こどもの安心・安全対策支援事業）について①

- 「こどものバス送迎・安全安心徹底プラン」において、国は、「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」として各種補助事業を実施。
- 県において、国の事業を活用し、予算の範囲内で、「こどもの安心・安全対策支援事業」として下記の補助事業を実施予定。

- ① 送迎用バスの改修支援
- ② ICTを活用した子どもの見守り支援
- ③ 登園管理システム支援

※ 補助対象は、令和4年9月5日以降に導入された備品等。

※ 現在、事業開始に向けて準備中であり、申請受付は開始していません。
準備ができ次第、HP等でお知らせします。

※ HPに掲載している以上の情報についてはお答えできませんので、お問い合わせはお控え頂きますようお願いいたします。

補助事業（こどもの安心・安全対策支援事業）について②

1 送迎用バスの改修支援事業

【概要】 障害児の送迎用バスへの安全装置の装備を支援

【対象】 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所（県指定）

【対象の安全装置】 ガイドラインに適合する安全装置

【補助基準額】 1台当たり17.5万円

【補助割合】 10／10

【補助対象経費】

装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

【留意事項】

- ・ 複数台を運行する場合は、各台について補助
- ・ 直営か委託かは、問わない（装備する者は対象施設の設置者であることが原則）

2 ICT を活用した子どもの見守り支援事業

【概要】 ICTを活用した子どもの見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等の導入支援

【対象】 児童発達支援事業所（県指定）

【補助基準額】 1事業所当たり20万円

【補助割合】 4／5

【補助対象経費】

装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

【留意事項】

- 機器の使用対象となる 児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。
- 対象となる機器については、GPS や BLE（※）により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

（※） Bluetooth Low Energy

3 登降園管理システム支援事業

【概要】適切な登降園管理を行うための登降園管理システムの導入支援

【対象】児童発達支援事業所（県指定）

【補助基準額】1事業所当たり20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）

【補助割合】4／5

【補助対象経費】

装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

安全管理マニュアルについて

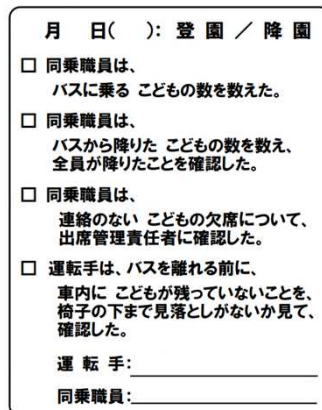
- 内閣府HPに「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」が掲載されており、そのうち「毎日使えるチェックシート」と「送迎業務モデル例」については、編集可能媒体となっている。
- 本マニュアルは、バス送迎の安全管理に当たって、既にある事業所のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各事業所での取組の補助資料として活用いただきたい。

こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（内閣府HP）

https://www8.cao.go.jp/shoushi//shinseido/meeting/anzen_kanri.html

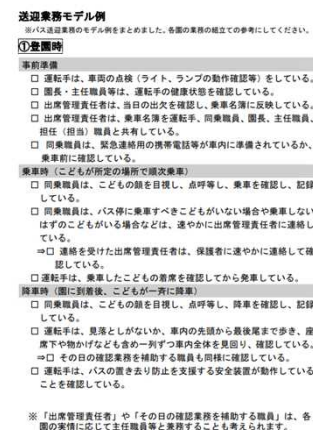


安全管理マニュアル



上記報告を受けた: _____

毎日使えるチェックシート



送迎業務モデル例

- ① 安全計画の策定等について
- ② 自動車を運行する場合の所在の確認等について
- ③ **インクルーシブ保育への対応について**

改正内容①

- 保育所及び児童発達支援事業所の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、基準省令を見直し、両サービスに必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の共用を可能とする改正を行う。

(職員の兼務の例)

保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしていれば、互いの利用児童への支援も行うことができる。

(設備の共有の例)

交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積が50㎡以上あれば、両サービスの利用児童を一つの設備で支援することができる。

改正内容②

- 本改正により、保育所と児童発達支援事業所等が、一日の活動の中で、設定遊び等において、こどもと一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援が可能となるが、その交流の際、「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は以下の通り。
 - ・ 児童発達支援計画において、保育所等との交流について明記し、保護者等に説明のうえ同意を得ること
 - ・ 障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の時間が十分に確保されるように留意すること
 - ・ 通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること
 - ・ 障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと

改正内容③

- ・ 交流を行うにあたり、複数のグループに分かれて交流することや、一部の障害児のみが交流を行うことも想定されるが、その際には障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること
- ・ 交流を行う際の活動等については、障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと
- ・ 支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「保育所保育指針」等の内容についても理解することが重要であること